

※必要に応じて、B4・A3サイズに拡大コピーしてお使い下さい。

〔資料3〕

賃貸借明示用書面

個人情報の取り扱いについて（賃貸借契約編）

当社は、今後、お客様との不動産取引に関し、下記書類を必要に応じてご提出頂くことになります。
下記書類に記載されたお客様の個人情報は、下記一覧表記載のとおり利用するほか、次の目的で利用致します。

- 1 不動産の賃貸借契約の相手方を探索すること、賃貸借契約（連帯保証契約を含む）、媒介契約、管理委託契約等を締結すること及び契約に基づく役務を提供すること
2 不動産の賃貸借、媒介、管理等に関する情報を提供すること
3 1、2 の目的を達成するために必要な範囲で、契約の相手方及び貸し希望者、借り希望者、他の宅地建物取引業者、指定流通機構、物件情報を書面又はインターネットで提供する者・団体・会社、融資関わる金融機関、登記・評価等に関わる司法書士・不動産鑑定士その他の専門家、提携損害保険会社、不動産管理業者、保証委託会社又はお客様の同意を得た第三者に対して提供すること

なお、契約の相手方探索のために指定流通機構に対して物件情報を提供する場合及び指定流通機構に登録されている物件についてご契約される場合には、個人情報等を次のとおり利用致します。

- (1) 契約が成立した場合には、その年月日、成約価格等を指定流通機構に通知致します。
(2) 指定流通機構は、物件情報及び成約情報（成約情報は、貸主様・借主様の氏名を含まず、物件の概要、契約年月日・成約価格などの情報で構成されています）を指定流通機構の会員たる宅地建物取引業者や公的な団体に電子データや紙媒体で提供することなど宅地建物取引業法に規定された指定流通機構の業務のために利用します。

- ・ 提供される情報は、氏名、住所、電話番号、物件情報、成約情報その他必要な項目です。
 - ・ 提供は、書面、電話、電子メール、インターネット、広告媒体等の手段で行います。
 - ・ ご本人様からお申し出がありまし~~た~~たら、提供は中止致~~し~~ます

- 4 上記1及び2の役務、情報を提供するために郵便物、電話、電子メール等により連絡すること

- 5 お客様からのお問い合わせに応じるため及び4の目的を達成するために必要に応じて保管すること

- 6 宅地建物取引業法第49条に基づく帳簿として及びその資料として保管すること

- 他の物件の価格査定に際し、「意見の相懸」として仲介の仲間者に提供することができます。

- なお、価格適正に用いて成利消滅につなげましては、他の物件の価格適正に際し「急先の依頼」として仲介の依頼者に提供することが認めります。

- ・ 提供される情報は、賃主様・借主様の氏名を含まず、成約物件の概要のみ
 - ・ 提供は、書面、電子メール等の手段で行います。

- ・ ご本人様からお申し

※その他利用目的がある場合には、空欄にご記入下さい。

*その他、不動産取引にあたり各社で個別にお客様から個人情報を頂く資料がある場合は、利用目的とともに上記空欄に記入して下さい。